

土木工事積算基準書

令和6年度

福井県土木部

1. 総則

福井県土木部所管の工事の積算は、一般財団法人建設物価調査会で発行している次の市販図書（以下、「市販図書」という。）の記載内容を読み替えて、優先して適用するものとする。

- 共通編 令和6年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書<共通編>
- 道路・河川編 令和6年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書<河川・道路編>
- 電気通信編 令和6年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書<電気通信編>
- 機械編 令和6年度版 国土交通省機械設備工事積算基準

2. 共通編

○第 I 編 総則 第 1 章 総則 ① 適用範囲等 1 適用範囲

本土木工事標準積算基準書は、令和6年7月15日以降に公告する福井県土木部の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事については、別途の定めによるものとする。

(I - 1 - ① - 1)

○第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ① 直接工事費 1. 材料費 (2) 価格

価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単価当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。

1) ~5) <削除>

(I - 2 - ① - 1 ~ I - 2 - ① - 2)

○第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ① 直接工事費 2. 歩掛

歩掛けは、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛け及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛けにない歩掛けや物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛けの構成を決定する。

見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛けの決定方法は、平均値の直下の歩掛けを採用する。

ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1. 材料費」、「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。

(I - 2 - ① - 2)

○第I編 総則 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2. 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分
 (2) 共通仮設费率の補正 1) 施工地域を考慮した共通仮設费率の補正及び計算 2) その他

イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表～第4表)の共通仮設费率に次表の補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地 (DID 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.3	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	4
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、 電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するため指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

ロ) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × {(共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数) × 週休2日補正係数}

ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第5表）による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(Kr)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

ハ) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(I-2-②-6～I-2-②-7)

○第I編 総則 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 3. 現場管理費 (3) 現場管理費の補正

1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

b. 積雪寒冷地の施工期間は、12月1日～3月31日までとする。

c. 工場製作工事及び冬期条件化で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

補正率(%) = 冬期率 × 補正係数

冬期率 = 12月1日～3月31日までの工事期間／工期

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
4級地	1.20

(注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3. 積雪寒冷地(4級地)対象地区：大野市、勝山市、(旧)吉田郡上志比村、今立郡池田町、南条郡南越前町。

(I-2-②-30)

○第I編 総則 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 3. 現場管理費 (3) 現場管理費の補正
2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	対象	適用条件		補正係数	適用優先
市街地 (DID 補正) (1) - 1	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.2	1
	道路維持工事					
	舗装工事					
	橋梁保全工事					
一般交通影響有り (1) - 1	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.2	1
	道路維持工事					
	舗装工事					
	橋梁保全工事					
一般交通影響有り (2) - 1	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)			1.1	2
	道路維持工事					
	舗装工事					
	橋梁保全工事					
市街地 (DID 補正) (1) - 2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.1	2	
一般交通影響有り (1) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		1.1	3	
一般交通影響有り (2) - 2	電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)		1.1	4	
市街地 (DID 補正) (1) - 3	鋼橋架設工事、 電線共同溝工事、 道路維持工事、 舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		1.1	5	
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。		1.0	6	

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

○第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ② 間接工事費 3. 現場管理費 (7) 現場管理費の計算
1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費 = 対象純工事費 × {((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值) × 週休 2 日補正係数}

対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、別表第 2 (第 1 表～第 5 表) による。

補正係数は、(3) 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3) 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率 (J_o) の端数処理後に係数を乗じて、小数第 3 位を四捨五入して第 2 位とする。

(I - 2 - ②-33)

○第 I 編 総則 第 4 章 隨意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

<削除>

(I - 4 - ①- 1 ~ I - 4 - ②- 1)

○第 I 編 総則 第 4 章 近接工事の間接費等の調整について

県ホームページ参照

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/tuuchi_d/fil/kinsetsuchousei.pdf

(福井県独自)

○第 I 編 総則 第 5 章 数値基準等

<削除> ※別途規定

(I - 5 - ①- 1 ~ I - 5 - ②- 35)

○第 I 編 総則 第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 2. 適用範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、当初設計額 5,000 万円以上の屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることが出来る。

(I - 9 - ①- 1)

○第 I 編 総則 第 13 章 総価契約単価合意方式

<削除>

(I - 13 - ①- 1 ~ I - 13 - ①- 4)

3. 電気通信編

○第VII編 積算 第1章 総則 ① 適用範囲等 1 適用範囲

この基準書は、福井県土木部の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができます。

(VII-1-1)

○第VIII編 歩掛 第1章 一般事項 ① 一般事項 1 通則

本歩掛は、福井県土木部の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。

ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。

(VIII-1-1)

4. 機械編

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 第2 適用範囲

この積算基準は、福井県土木部の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。

(2・①・1)

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 基準の解説 [解] 6 材料費等の価格の取扱い

(2) 材料費等

材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単価当たりの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。

当時の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

1)～5) <削除>

(2・①・35～2・①・36)

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 基準の解説 [解] 7 隨意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整

<削除>

(2・①・37～2・①・38)

○第2編 機械設備工事積算基準 第1章 一般共通 基準の解説 [解] 10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整

<削除>

(2・①・39)

○第3編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲

この基準は、福井県土木部の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、道路排水設備、消融雪設備等の点検・整備費積算に適用する。

ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、オイル等の簡易的な分析等を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。

また、上記設備の点検と同時に実行する小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（オーバーホール等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第2編 機械設備工事積算基準」によるものとする。

なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換等の作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。

(3・①・1)

○第4編 機械設備設計業務委託積算基準 第1章 一般共通 1 適用範囲

この積算基準は、福井県土木部の治水事業、道路事業等における機械設備にかかる設計業務に適用するものとする。

(4・①・1)